

第 8 章

景観形成の推進体制

第 8 章 景観形成の推進体制

景観計画を効果的に運用し、良好な景観形成を推進していくために、次のような体制を構築します。

(1) 諮問機関の設置

八王子市の景観形成に関わる方針や計画の検討、届出に関する勧告・変更命令に向けた審議、重点地区や景観重要建造物・景観重要樹木の指定等、市長の諮問事項について調査協議を行う機関として、(仮称)八王子市景観審議会を設置します。

審議会の構成は、12名以内で市長が委嘱する者とし、市の景観形成に対して専門的な知識を有する学識経験者や専門家、関係団体の代表者、公募市民とします。任期は2年で、再任は妨げないものとします。

また、各種ガイドライン等の検討や届出案件についての協議調整に関すること等、個別に専門的な判断を求められる事例に対応するため、審議会の中に、建築計画や都市計画、造園、色彩等の専門家による専門部会を設置します。

(2) (仮称) 景観アドバイザーの活用

建築等行為の事前協議や事前の相談等にあたり、適切な判断を行い、質の高いデザインに誘導していくために、専門的見地から助言を得られるよう、(仮称)景観アドバイザー制度を設けます。

市民や事業者に対する技術的なアドバイスや、市の行う景観施策全般に対するアドバイス等を受けることにより、専門的検討を踏まえながら効果的に景観形成を推進していくための体制を構築します。

(3) 庁内・関連機関との連携体制

景観形成は、幅広い分野にまたがるため、庁内の各部署と連携して取り組むことが必要です。特に公共施設の整備等に当たっては、その施設を所管する部署との景観形成に対する共通認識を持つことが必要ですので、庁内に横断的な連絡調整のしくみや体制を構築していきます。

また、道路や河川等、国や東京都の公共施設や、市境付近における隣接市域での景観形成は、本市の景観形成に大きな影響を与えるものですので、景観重要公共施設の位置づけや景観形成に関する協議のしくみ等について、国や都、隣接市と情報交換や連絡調整を円滑に進められる体制を構築していきます。

【用語解説】

八王子ゆめおりプラン

平成15年に策定した八王子市の基本構想・基本計画。

首都圏西部の中核的都市である八王子市が、新たな時代のまちづくりの目標を定めるとともに、その実現に向けて、総合的かつ計画的にすすめる市政運営の方向を示すもので、ここに掲げるまちづくりの基本理念及び都市像は、本市が自立した都市として発展していくための基本的運営指針であるとともに、あらゆる市民の諸活動のよりどころとなるものである。

八王子市都市マスタープラン

平成15年に策定した、概ね20年間の市の都市計画の基本的な方針を定めるもので、今後、市が行う様々な都市計画の指針となるもの。市全域を対象として計画する全体構想（都市づくりの方針）と、地域を対象として計画する地域別構想（地域づくりの方針）から構成されている。

八王子市地区まちづくり推進条例

「八王子市都市計画マスタープラン」に掲げる将来都市像を実現するため、市民、事業者及び市の責務を明らかにし、協働によりまちづくりを推進するために必要となる基本的な事項を定め、魅力ある住みよいまちづくりの推進を図ることを目的とする条例。市民の主体的な参加によるまちづくり活動を市が支援し、市民と行政の協働による良好な住環境づくりを推進してゆくための仕組み・手法等が規定されている。

八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱

中心市街地における環境整備に関し必要な基準を定め、その適正な建築工事を施行することにより、八王子市の中心市街地の土地の合理的、かつ、健全な高度利用と都市機能を更新し、もって格調の高い中心市街地づくりの実施を図ることを目的とした指導要綱。